



第 3 回

吉野川市学校再編計画策定委員会

平成 2 4 年 4 月 2 5 日（水）午後 7 時

吉野川市川島庁舎 2 階大会議室

学校再編計画策定委員会第3回会議日程

1	開 会		
2	会長挨拶		
3	教育長挨拶		
4	報告事項		
	(1) 委員の交代について	・ ・ ・ ・	1
5	協議事項		
	(1) 適正規模の基準（案）について	・ ・ ・ ・	2
	(2) 適正配置の基準について	・ ・ ・ ・	6
	(3) 通学方法について	・ ・ ・ ・	6
	(4) 校区について	・ ・ ・ ・	1 4
6	そ の 他		
7	次回の開催日程	・ ・ ・ ・	1 5
8	閉 会		

報告事項 (1)委員の交代について

吉野川市学校再編計画策定委員会設置要綱第3条第2項に規定する委員の交代について、次のとおり報告する。

2号委員

旧	石 田 隆 志
新	松 永 雅 行

協議事項 (1)適正規模の基準(案)について

1 小学校

① 1学級当たりの児童数

吉野川市においては、徳島県公立小中学校学級編制基準で定める児童数を適正規模とする。

【現状】

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（平成23年4月22日改正。以下「義務教育標準法」という。）では、単式学級においては40人（第1学年は35人）とされている。

文部科学省が平成22年8月に公表した新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）は、小中学校全学年で35人学級（小学校1・2年生については将来的に30人学級）を実現するという内容となっている。

平成24年度徳島県公立小中学校学級編制基準（以下「県基準」という。）では、小学校においては第1学年から第4学年までは35人、第5学年から第6学年までは40人とされている。

昨年実施した「学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」では、1学級当たりの児童数は30人程度が望ましいと答えた方が31.7%と最も多く、次いで25人程度が29.2%、20人程度が26.9%となっており、これらの回答が全体の9割近く（87.8%）を占めている。

本市は県の基準により学級を編制しているが、平成24年4月12日現在の小学校の通常学級の実態は、15人以下の学級に在籍する児童が12.3%、16～20人が26.5%、21～25人が30.3%、26～30人が19.1%となっており、30人以下の学級に在籍する児童数が全体の9割近く（88.2%）を占める状況である。

② 1学年当たりの学級数

吉野川市においては、_____を基準とする。

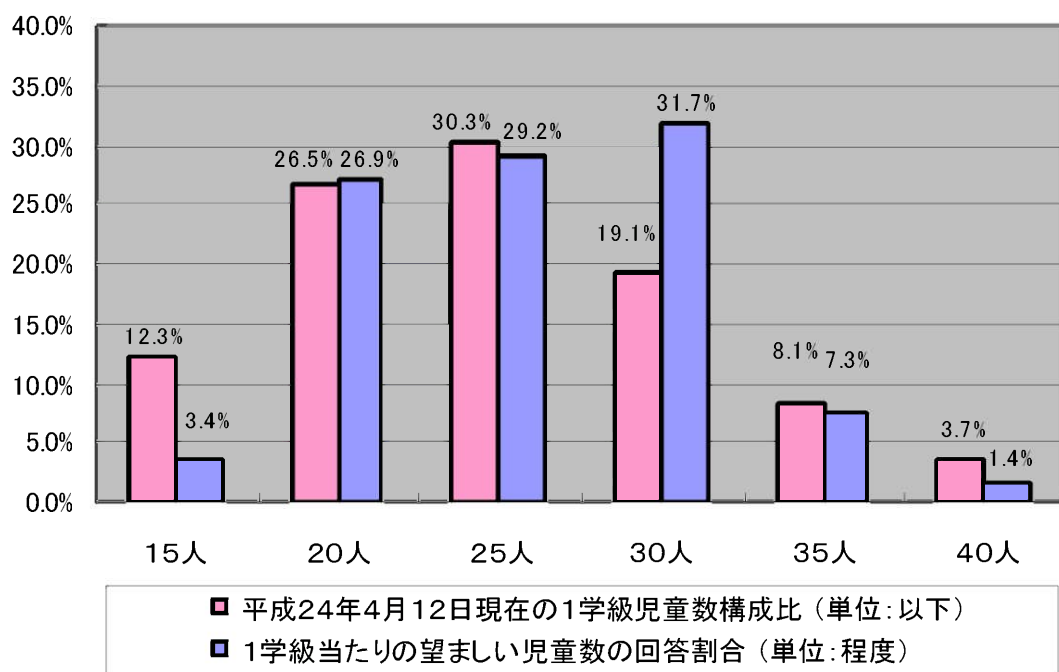
【現状】

アンケート調査では、一つの学年での学級数は2～3学級が望ましいと答えた方が78.9%と最も多く、次いで1学級が15.0%となった。

学校教育法施行規則及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、12学級以上18学級以下が標準とされている。学年当たりでは2学級以上3学級以下となる。

平成24年4月12日現在、市内の小学校14校のうち、通常学級が全ての学年において1学級の学校が10校、複式学級が1校あり、今後も減少傾向が続くと考えられる。残る3校は、12学級が2校と14学級となっている。

児童数の現状とアンケート調査結果



1学級当たりの児童数	通常学級数	児童数(構成比率)
～15人	24学級	250人 (12.3%)
16人～20人	30学級	539人 (26.5%)
21人～25人	27学級	617人 (30.3%)
26人～30人	14学級	389人 (19.1%)
31人～35人	5学級	165人 (8.1%)
36人～40人	2学級	75人 (3.7%)
計	102学級	2,035人 (100.0%)

特別支援学級	24学級	60人
--------	------	-----

2 中学校

① 1学級当たりの生徒数

吉野川市においては、徳島県公立小中学校学級編制基準で定める生徒数を適正規模とする。

【現状】

義務教育標準法では、単式学級においては40人とされている。また、中学校も小学校と同様に、全学年で35人学級を実現するという内容の計画（案）が文部科学省から公表されている。

県基準では、中学校においては第1学年35人、第2学年、第3学年は40人とされている。

アンケート調査では、1学級当たりの生徒数は30人程度が望ましいと答えた方が45.2%と最も多く、次いで25人程度が21.4%、35人程度が15.8%となっており、全体の約8割（82.4%）を占めている。

本市は県の基準により学級を編制しているが、平成24年4月12日現在の中学校の通常学級の実態は、21～25人の学級に在籍する生徒が22.2%、26～30人が33.4%、31～35人が44.4%と、全ての生徒が35人以下の学級に在籍している状況である。

② 1学年当たりの学級数

吉野川市においては、_____を基準とする。

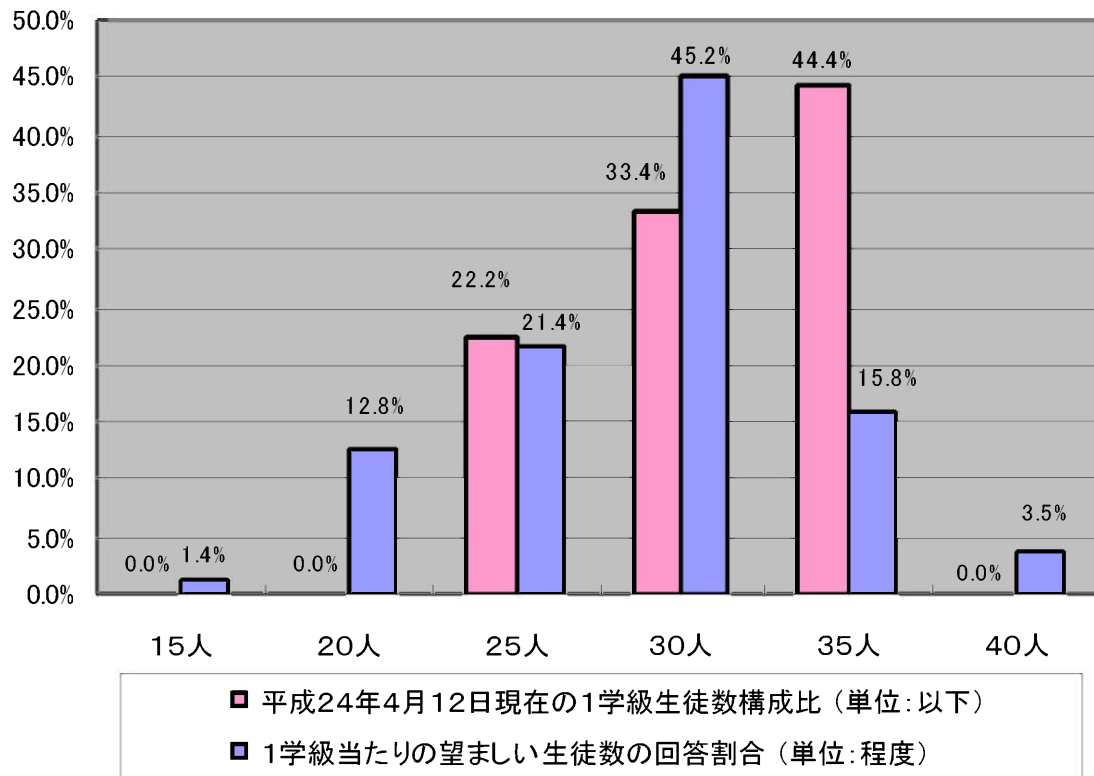
【現状】

アンケート調査では、一つの学年での学級数は2～3学級が望ましいと答えた方が52.0%、次いで4～5学級が43.6%となっており、全体の9割以上（95.6%）を占める。小学校では次点（1学級が望ましいと答えた方）の率が15.0%と低いのに対し、中学校では次点（4～5学級が望ましいと答えた方）の率が高い。

学校教育法施行規則及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、12学級以上18学級以下が標準とされている。学年当たりでは4学級以上6学級以下となる。

平成24年4月12日現在、市内の中中学校4校のうち国が定める適正規模校は1校のみで、残る3校は小規模校（6学級が2校、9学級が1校）である。

生徒数の現状とアンケート調査結果



1学級当たりの生徒数	通常学級数	生徒数(構成比率)
21人～25人	9学級	209人 (22.2%)
26人～30人	11学級	315人 (33.4%)
31人～35人	13学級	419人 (44.4%)
計	33学級	943人 (100.0%)

特別支援学級	8学級	33人
--------	-----	-----

協議事項 (2) 適正配置の基準について

協議事項 (3) 通学方法について

1 小学校

①通学距離

吉野川市においては、おおむね キロメートル以内とする。

【現状】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内であることとされている。

昨年実施した「学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」では、小学校までの通学距離は1キロメートル未満が回答者の36.9%、1～2キロメートル未満が41.9%となっており、2キロメートル未満で8割近く（78.8%）を占めている。

②通学方法・通学時間

吉野川市においては、 を基準とする。

【現状】

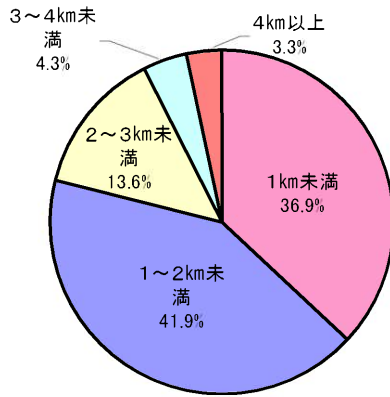
アンケート調査では、回答者の9割近く（88.2%）が徒歩で通学している。

徒歩で通学する児童の通学時間は、約半数（49.6%）が15分未満で通学しており、15～30分未満と合わせると約9割（91.7%）を占める。

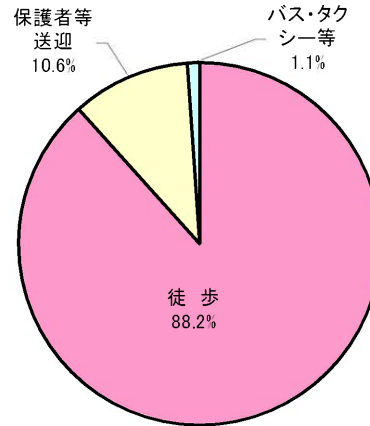
徒歩以外では、15分未満が76.8%、15～30分未満と合わせると約9割（92.1%）を占める。

本市では、種野小学校への通学支援として、スクールバスを2台運行している。

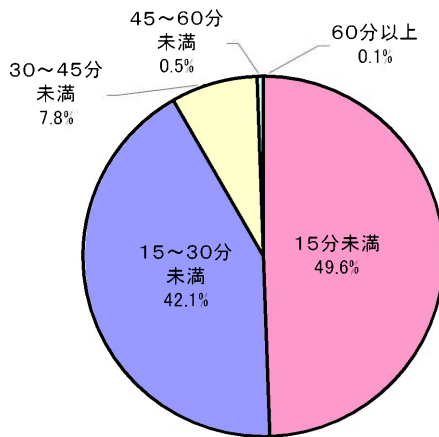
小学校の通学距離の回答割合



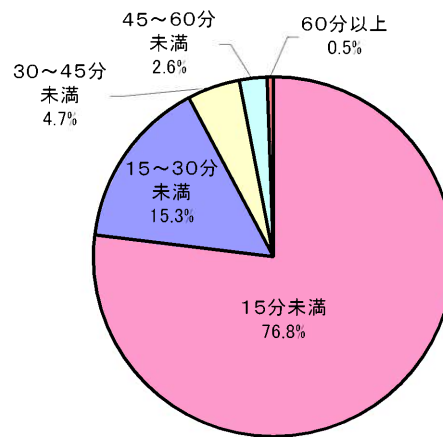
小学校の通学方法の回答割合

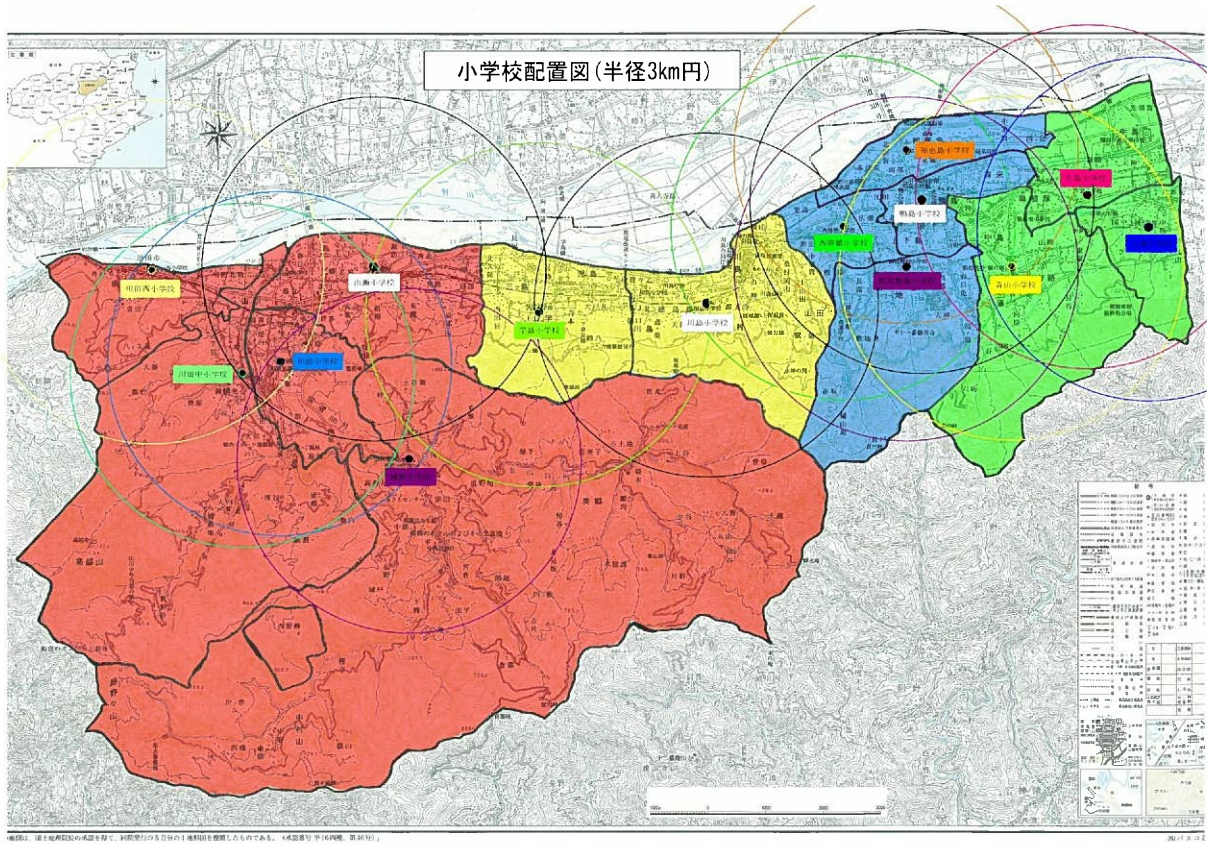
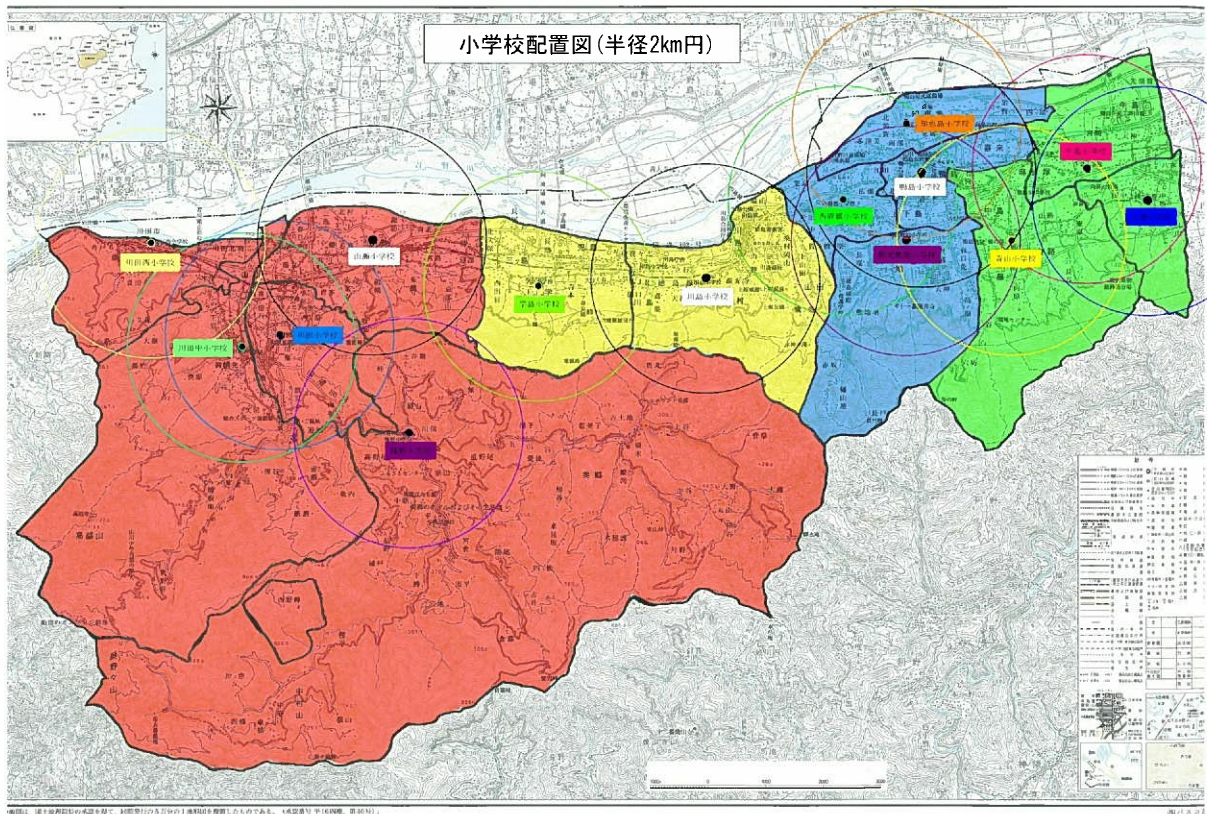


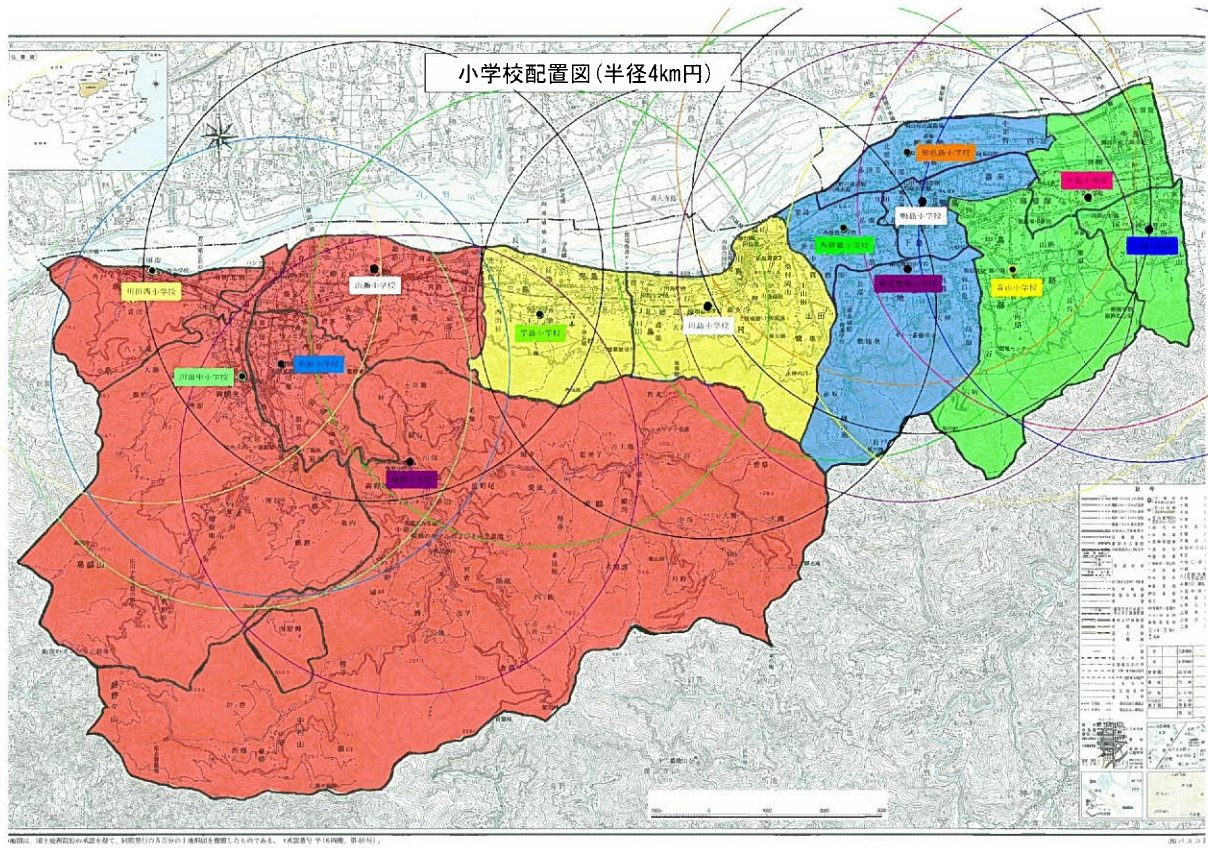
小学校の通学時間(徒歩)の回答割合



小学校の通学時間(徒歩以外)の回答割合







2 中学校

①通学距離

吉野川市においては、おおむね キロメートル以内とする。

【現状】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、通学距離が中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であることとされている。

アンケート調査では、中学校までの通学距離は1キロメートル未満が回答者の21.2%、1～2キロメートル未満が32.6%、2～3キロメートル未満が24.9%となっており、3キロメートル未満で8割近く（78.7%）を占めている。

②通学方法・通学時間

吉野川市においては、 を基準とする。

【現状】

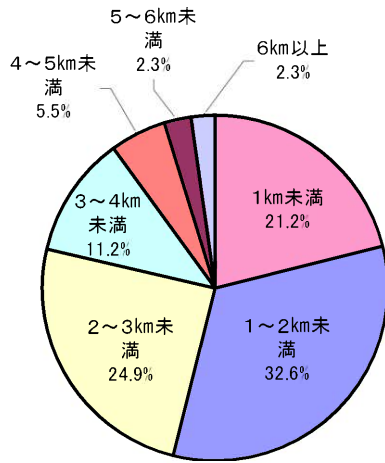
アンケート調査では、回答者の92.3%が自転車で、4.9%が徒歩で通学している。

徒歩又は自転車で通学する生徒の通学時間は、15分未満が64.9%、15～30分未満が33.4%となっており、30分未満で98.3%を占めている。

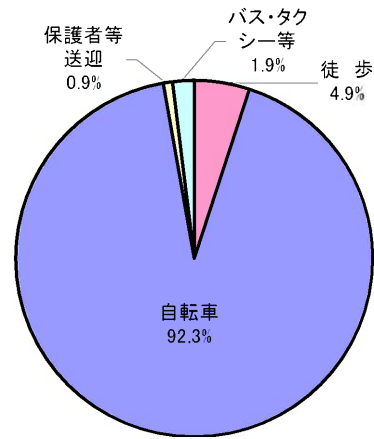
徒歩・自転車以外では、15分未満が46.2%、15～30分未満が42.3%となっており、30分未満で9割近く（88.5%）を占めている。

本市では、山川中学校への通学支援として、スクールバスを1台運行している。

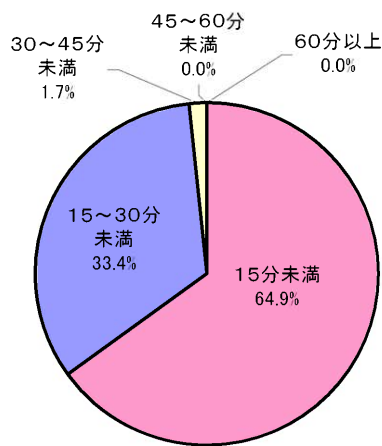
中学校の通学距離の回答割合



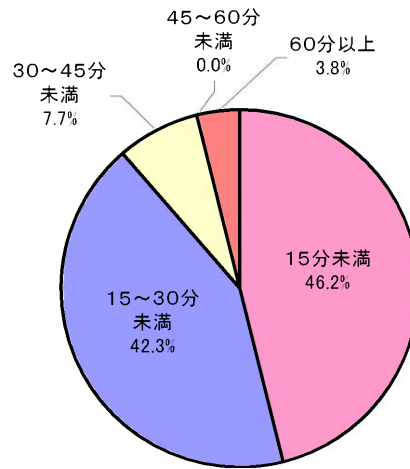
中学校の通学方法の回答割合

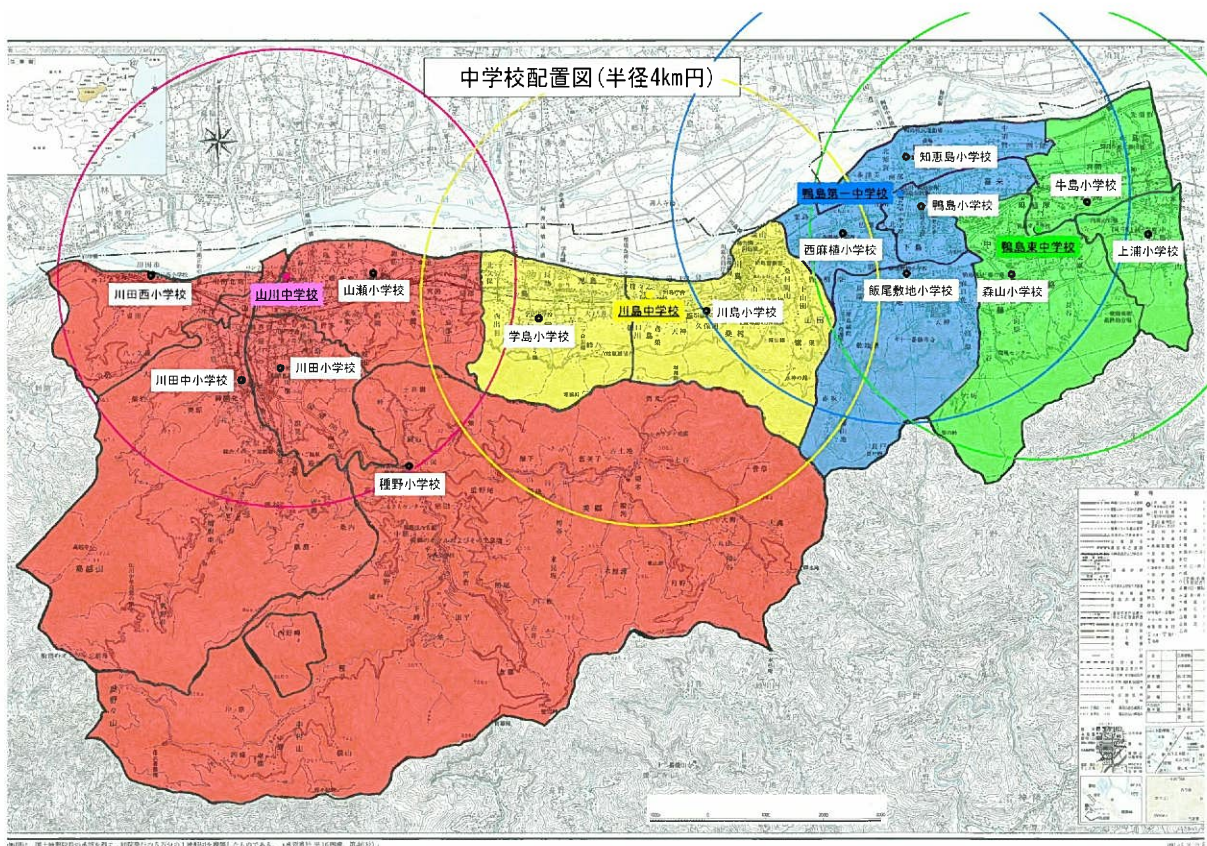
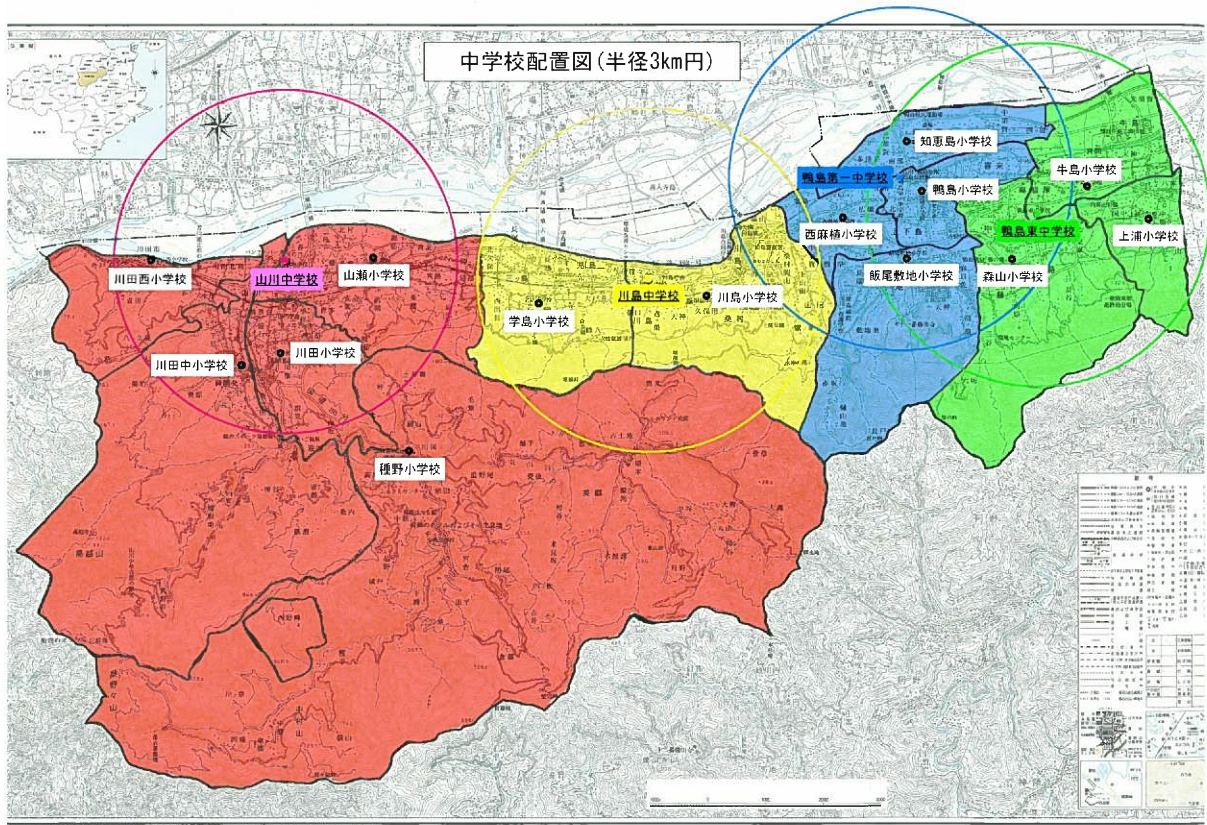


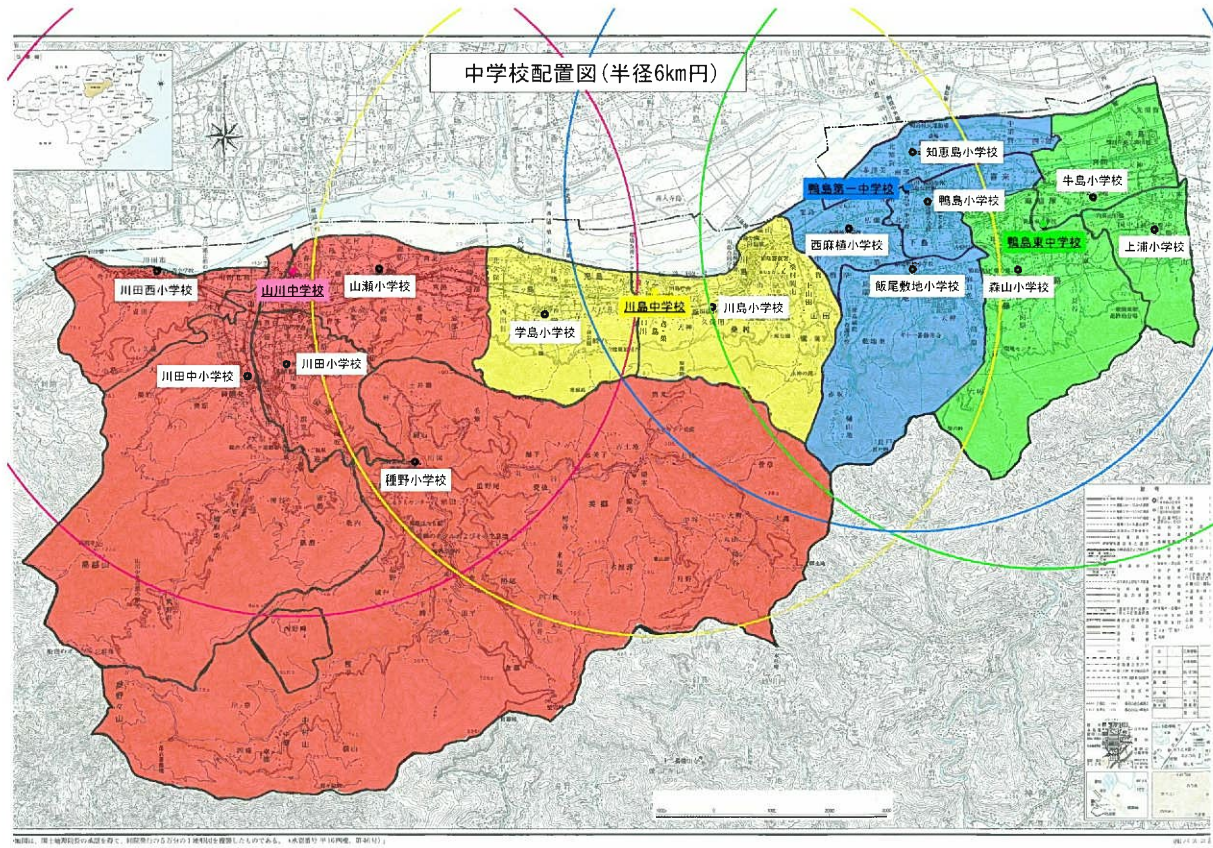
中学校の通学時間(徒歩・自転車)の回答割合



中学校の通学時間(徒歩・自転車以外)の回答割合







協議事項 (4) 校区について

- 1 小学校の校区
- 2 中学校の校区

【現状】

本市では、住民基本台帳に記載された住所地によって各学校の通学区域を定める「指定校制度」を採用しており、就学前に市教育委員会から保護者へ通知している。

また、地理的理由等から保護者の申立により市内の他の学校への通学を認める「就学校の変更」制度がある。

次回の開催日程

5月 日 () 午後7時から
川島庁舎2階大会議室
協議事項(予定)
・今回の継続審議事項